様式第14号(第11条関係)

　　年　　月　　日

　　(あて先)岐阜市保健所長

病院(診療所)の名称・住所

管理者氏名

エックス線装置装備届出書

　下記のとおりエックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名称所在地 | TEL(　　　)　　―　　　　　　 |
| エックス線装置に関する事項 | 製作者名 | 　 |
| 型式 | 　 |
| 台数 | 台 |
| 定格出力 | 連続短時間蓄放電式 | 　　　　　　kV　　　　　　mA　　　　　　kV　　　　　　mA　　　　　　sec　　　　　　kV　　　　　　μF |
| 管球数 |  |
| 用途 | □　直接撮影用　　　　□　歯科用パノラマ断層□　断層撮影用　　　　□　骨塩定量分析□　CT　　　　　　　　□　透視用□　胸部集検用間接　　□　治療用□　口内法撮影用　　　□　その他(　　　　　　　) |
| エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴 | 氏名 | 職種 | エックス線診療に関する経歴 |
| 　 | 　 | 　 |
| 設置年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概置 | 共通 | エックス線管容器及び照射筒のろうえい放射線量 | 治療用装置 | 定格管電圧50kV以下 | 装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率 | 1.0mGy毎時以下・超える |
| 定格管電圧50kV超 | 焦点から1mの距離における空気カーマ率 | 10mGy毎時以下・超える |
| 装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率 | 300mGy毎時以下・超える |
| 口内法撮影用装置 | 定格管電圧125kV以下 | （手持ち撮影無）焦点から1mの距離における空気カーマ率 | 0.25mGy毎時以下・超える |
| （手持ち撮影有り）装置表面における空気カーマ率 | 0.05mGy毎時以下・超える |
| 上記以外の装置 | 焦点から1mの距離における空気カーマ率 | 1.0mGy毎時以下・超える |
| コンデンサ式装置 | 充電時で照射時以外のとき | 装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率 | 20μGy毎時以下・超える |
| 附加ろ過板 | 口内法撮影用装置 | 定格管電圧70kV以下 | 有(1.5mmアルミニウム当量以上)・無 |
| 乳房撮影用装置 | 定格管電圧50kV以下 | 　有(0.5mmアルミニウム当量又は0.03mmモリブデン当量以上) | ・無 |
| 輸血用血液照射装置、治療用及び上記以外の装置 | 有(2.5mmアルミニウム当量以上)・無 |
| 移動型及び携帯型エックス線装置の使用条件、保管条件 | 　 |
| 透視用装置 | 透視中の患者への入射線量率(患者の入射面の利用線すいの中心における空気カーマ率) | 高線量率透視制御を備えていない装置 | 50mGy毎分以下・超える |
| 高線量率透視制御を備えた装置 | 125mGy毎分以下・超える |
| タイマー(透視時間を積算、一定時間経過した場合に警告音等を発することができるもの) | 有・無 |
| 焦点皮膚間距離を30cm以上に保持する装置又は30cm未満で照射することを防止するインターロック(ただし、手術中に使用する装置は20cm以上) | 有・無 |
| エックス線照射野を適正に絞る装置 | 有・無 |
| 利用線すい中の蛍光板、ⅠⅠ等の受像器を通過したエックス線のしゃへい | 接触可能表面から10cmの距離の空気カーマ率 | 150μGy毎時以下・超える |
| 透視時の最大受像面を3cm超える部分のしゃへい | 接触可能表面から10cmの距離の空気カーマ率 | 150μGy毎時以下・超える |
| 被照射体の周囲の利用線すい以外のエックス線のしゃへい手段 | 有・無 |
| 　 | 撮影用装置(胸部集検用間接撮影装置を除く。) | エックス線照射野を適正に絞る装置(CTエックス線装置を除く。) | 有・無 |
| 口内法撮影用エックス線装置において、照射筒の端における照射野の直径 | 　　6cm以下・6cmを超える |
| 乳房撮影用エックス線装置 | エックス線照射野について患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がり | 5mm以下　・5mmを超える |
| 受像面の縁を超えるエックス線照射野の広がり | 焦点受像器間距離の2％以下　・2％を超える |
| 焦点皮膚間距離(乳房以外の拡大撮影、骨塩定量分析エックス線装置を除く。) | 口内法撮影用装置 | 定格管電圧70kV以下 | 15cm以上・未満 |
| 定格管電圧70kV超 | 20cm以上・未満 |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置 | 15cm以上・未満 |
| 移動型及び携帯型装置 | 20cm以上・未満 |
| CTエックス線装置 | 15cm以上・未満 |
| 乳房撮影用エックス線装置による拡大撮影 | 20cm以上・未満 |
| 上記以外の装置 | 45cm以上・未満 |
| 移動型及び携帯型並びに手術中に使用する装置の構造 | 焦点及び患者から2m以上離れて操作できる可・不可 |
| 携帯型の手持ち撮影を意図する口内法撮影用装置の構造 | 公称管電圧70kVで0.25mm鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造有・無 |
| 移動用(携帯用)装置の保管場所 | 鍵(有・無) |
| 胸部集検用間接撮影装置 | 利用線すいが角すい型となり、エックス線照射野を適切に絞る装置 | 有・無 |
| 受像器の一次防護しゃへい体(装置の接触可能表面から10cmの距離において空気カーマが1.0μGy／1ばく射以下) | 有・無 |
| 被照射体周囲の箱状しゃへい物(装置の接触可能表面から10cmの距離において空気カーマが1.0μGy／1ばく射以下) | 有・無 |
| 治療装置 | インターロック(近接照射治療装置を除く。) | 有・無 |
| 輸血用血液照射装置 | 使用時の機器表面の線量 | 6μSv毎時以下・超える |
| 骨塩定量分析装置 | 使用時の機器から1m離れた場所における線量 | 6μSv毎時以下・超える |
| エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 | エックス線診療室の天井、床、周囲の壁、出入口の扉、窓等のしゃへい | 画壁の外側における実効線量が1mSv／1週間以下・超える |
| しゃへい物の構造・材料・厚さ等 | 天井 | 　 |
| 周囲の壁 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 監視用窓 | 　 |
| 床 | 　 |
| 出入口の扉 | 　 |
| その他の開口部 | 　 |
| 操作室 | 有・無(理由　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 使用中の表示 | 有・無 |
| 標識 | 有・無 |
| エックス線装置の使用による放射線障害の防止に関する予防措置の概要 | 管理区域 | 管理区域の設定 | 添付書類(平面図)のとおり |
| 管理区域の境界(1.3mSv／3か月を超えない措置) | 有・無 |
| 立入制限措置 | 有・無 |
| 標識 | 有・無 |
| 注意事項の掲示 | 患者 | 有・無 |
| 従事者 | 有・無 |
| 敷地内居住区域及び境界(250μSv／3か月を超えない措置) | 有・無 |
| 入院患者の被ばく防止(1.3mSv／3か月を超えない措置) | 有・無 |
| 放射線診療従事者等の被ばく防止 | 被ばく線量測定用具 | □　ポケット線量計　□　フィルムバッチ□　TLD　　　　　　□　ガラスバッチ□　OSL線量計　　　□　その他(　　　　　) |
| 外部被ばくを少なくする措置 | 有・無(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

添付書類

　1　エックス線診療室の平面図及び側面図

　2　放射線量測定結果報告書又はしゃへい計算書

備考

　1　エックス線診療室の平面図及び側面図には、隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明示すること。

　2　エックス線診療室の平面図及び側面図は、照射方向並びにエックス線管焦点から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)を記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、25分の1又は50分の1の見やすい縮図とすること。

　3　管理区域の境界、標識、使用中ランプ等の位置を図中に記入すること。

　4　輸血用血液照射装置に係る届出のエックス線診療に従事する者の氏名及び経歴の欄は、医療従事者の氏名、職種等を記入すること。

　5　エックス線装置を備えたときから10日以内に届け出なければならない。